平成２６年（フ）第１９９号
茨城県古河市中田1681番地18
債務者　關谷　洋子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２０１号
茨城県下妻市下妻戊35番地１
債務者　市村　佳代（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２１７号
茨城県常総市中妻町815番地27　ヴィラ一番館101号
債務者　上杉　章洋
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２２１号
茨城県古河市下大野2965番地98
債務者　菅谷　昌志
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第８８号
群馬県みどり市大間々町大間々1652番地３
債務者　小南　晴美
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第８９号
群馬県みどり市大間々町大間々1652番地３
債務者　根本　清子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第１０３号
富山県高岡市羽広２丁目４番２号
債務者　櫻畠　志保
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２７５号
山梨県笛吹市境川町藤垈561番地
債務者　宮川　節子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８０号
岐阜県加茂郡白川町白山1540番地
債務者　安江　正浩
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２０３号
三重県四日市市小古曽町2812番地122
債務者　渡邉美知夫
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
三重県三重郡菰野町大字小島3204番地９
債務者　舘　　剛司
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
三重県四日市市松本５丁目１番７号
債務者　服部　　環
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
三重県四日市市前田町30番46―906号　サンマンション泊山公園１番館
債務者　粟野　英利
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第１０４１号
京都市上京区大宮通元誓願寺下る石薬師町699番地シャルマンコーポ西陣103号
債務者　眞下麻由子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６４号
京都市下京区西高瀬川筋五条下る平居町498番地　コーポ豊栄207
債務者　刀祢　睦美
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７６号
京都市上京区上立売通六軒町西入柏清盛町969番地
債務者　東郷　　崇
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０２号
京都府城陽市寺田尺後１番地の９
債務者　長谷川節子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０７号
京都市伏見区深草泓ノ壺町117番地　ＤＥＴＯＭ―１城南宮道105号室、前住所京都市伏見区下鳥羽広長町123番地２　みやび202
債務者　吉田京子こと　李　　京子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係